

障害者差別解消法について

2015年7月22日 障害当事者部会
茅原聖治

差別の種類

- ①直接的差別・・・なにかの障害があるので何かをしてはならないとか何かをできない、という差別
- ②間接的差別・・・一見中立の基準などで、障害者に不利になる結果をもたらすあるいはもたらす可能性のある差別
- ③合理的配慮を行わないこと・・・過度な負担は伴わないもので、障害のある人となない人の実質的な平等（機会均等）のための調整や変更（＝合理的配慮）を行わないことが障害を理由とした差別になるという新しい考え方

これらの差別を一つ一つ明らかにし、罰則も含む実質的な差別禁止法の制定へ

障害者差別禁止法の制定

- 各国が差別禁止法を制定
 - アメリカの「障害のあるアメリカ人法」
(Americans with Disabilities Act: ADA) 1990年
 - オーストラリアの「障害者差別禁止法」
(The Commonwealth Disability Discrimination Act: DDA) 1992年
 - イギリスの「障害者差別禁止法」
(Disability Discrimination act : DDA) 1995年

→雇用、教育、情報へのアクセス、取引、建物、施設、制度など生活全般にわたる障害者差別を禁止

日本での動き

2006年10月 千葉県で障害のある人の差別を禁止した条例が制定 日本初

2010年11月 第25回障がい者制度改革推進会議において、差別禁止部会を設置

2011年8月5日「障害者基本法」の改正

・・・「障害者の権利条約」の批准に向けての国内法整備

障害者の定義の見直し(第2条関係)

5

- 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び**社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)**により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

日本での動き

7

2013(平成25)年4月26日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」閣議決定・国会提出
6月26日「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」(通称 **障害者差別解消法**)公布

2016(平成28)年4月1日 施行予定

施行後3年を目途に、合理的配慮のあり方等の法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは見直しが行われる

4)差別の禁止(第4条関係)

6

- 障害者に対して、障害を理由として、**差別**することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ**合理的な配慮**がされなければならない。
- 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

8

障害者差別解消法の概要

1 法律の基本的位置づけと目的

9

- この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

2 基本方針の策定

10

- 政府は、障害者の差別の解消の推進に関する基本方針として、差別解消に関する施策の基本的な方向、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めることとしている。
- 基本方針案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。また、内閣府において関係行政機関の連携の確保等のための体制整備を図りつつ、基本方針案を作成し、行政機関等及び事業者が適切に対応するために必要なガイドライン等の基本となる考え方を示すとともに、ガイドラインの運用状況の把握や基本方針の見直し等を行う。

3 差別解消のための措置

11

(1)「差別的取扱い」の禁止

- 行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないものとされている。

3 差別解消のための措置

12

(2)合理的配慮不提供の禁止

- 行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとされている。

3 差別解消のための措置

13

(2) 合理的配慮不提供の禁止

- なお、民間事業者については、「私的自治」の点に配慮し、「合理的配慮不提供の禁止」は努力義務として意識啓発・周知を図るための取り組みを進めることとし、法的義務とするか否かは、本法施行後の状況を踏まえて検討することとされている。

3 差別解消のための措置

15

(3) 具体的な対応

ア ガイドライン(対応要領・対応指針)の策定

(イ) 事業者のための対応指針の策定

- 各事業分野を管轄する主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な指針(対応指針)を定めることとされている。
- なお、対応指針を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 差別解消のための措置

14

(3) 具体的な対応

ア ガイドライン(対応要領・対応指針)の策定

(ア) 行政機関等の職員のための対応要領の策定

- 行政機関の長、地方公共団体の機関等は、基本方針に即して、行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領(対応要領)を定めることとされている(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務)。
- なお、対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務)。

3 差別解消のための措置

16

(3) 具体的な対応

イ 事業主による差別解消の推進のための措置

- 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(1960(昭和35)年法律第123号)によることとされている。

ウ 環境の整備

- 行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

3 差別解消のための措置

17

(4)実効性の確保

- 各事業分野を管轄する主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことができる。これに従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料が課される。

4 差別解消のための支援措置

19

(3)情報の収集、整理及び提供

- 国は、障害を理由とする差別の解消に関する施策の推進に資するよう、国内外における障害を理由とする**差別に関する情報の収集、整理及び提供を行う**ものとされている。

(4)**障害者差別解消支援地域協議会**の設置

- 国及び地方公共団体は、関係機関等により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる。
- 同地域協議会は、障害を理由とする差別に関する情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに差別解消のための取り組みを行うとともに、同地域協議会を構成する機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 差別解消のための支援措置

18

(1)相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備

- 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、**紛争の防止または解決を図ることができるような必要な体制の整備**を図ることとされている。

(2)啓発活動

- 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、**必要な啓発活動**を行うものとされている。

これからの課題

20

- 何が差別か？どんな合理的配慮が必要か？
- 民間企業には「努力義務」
- 「加重な負担」とはどの程度か？
- 差別を見つけたらどうすればいいか？どこに訴えればいいのか？